

周防大島町汚水処理施設整備構想（案）に関する意見と町の考え方

意見①	回答①
<p>見直しの基本方針を見せて頂きました。しかし、何が問題なのか、何の見直しを求めているのか理解できません。</p> <p>島に住む私達は水環境づくりのためには、汚水処理の整備は大事なことと理解しております。</p> <p>要は以下のことについて、町民に掲示して頂きたいと思います。</p> <p>(1) 下水道としていつごろから開始されるのか？地区によって、時期は違うと思いますが、おおまかな見通しを示してほしいです。</p> <p>(2) 下水道にかかる費用はどのくらい必要とされるのか？本管へつなぐ費用（敷地内に配管工事は個人負担）1m当りどのくらいかかるのか。</p> <p>この2点が理解できないところでした。今後の検討材料に下水道代金の補助はないのか、高い水道代を払い、下水道の工事、月々の下水道代の負担は住みにくい町になりかねないと思います。</p> <p>今、住民の知りたいことは、負担が多くなる下水道代これが一番と考えます。</p> <p>※今後、町民目線でのくだった文書にして、掲示していただくようお願いいたします。</p> <p>※町内の本管工事の為に、掘られたガタガタ道路の整備はいつごろになるのでしょうか。この件につきましては、回覧ではなく、全戸配布でお願いします。</p>	<p>汚水処理構想とは、どの地区で、どのような汚水処理方法により整備を進めていくか？といったことを、経済性だけでなく整備に必要な時間を考慮して、各種汚水処理施設の整備予定区域を設定するものです。</p> <p>今回、この汚水処理施設整備構想（案）（以下「本構想」という。）に対する意見を募集しております。</p> <p>ご質問は本構想に対する質問ではないため、本来は回答しません。しかしながら、下水道事業に関してのご意見でありますので次のとおり回答します。</p> <p>下水道で整備中の処理区は「久賀大島処理区」と「東和片添処理区の三ヶ浦地区」の2処理区で、久賀大島処理区は令和3年3月に一部供用開始し、東和片添処理区の三ヶ浦地区は令和5年度末までの一部供用開始を予定しております。いずれも整備完了は令和17年度を目標に整備を進める計画となっております。</p> <p>次に下水道にかかる費用のご質問ですが、公共ますに接続するための宅内工事費は敷地の広さ、形状、排水管の埋設位置、工事条件など状況により異なります。この排水設備設置工事は基準に合った技術を持つ「指定工事店」しか施工できない事となっております。工事費の相場を把握して頂く為に、まずは指定工事店へ見積りを依頼してください。見積もりが無料（有償の場合もあるため業者へ一度ご確認ください。）となっておりますので、複数の工事店の見積りを比較した上で委託業者を決めることをお勧めしております。</p> <p>下水道接続に関する宅内工事への補助はありません。</p> <p>下水道工事に関しましては、通行規制・騒音などで大変なご不便をおかけしております。皆様のご協力により工事を進めることができ、厚くお礼申し上げます。工事時期等については地元回覧や看板等を主に周知に努めますのでご理解の程よろしく申し上げます。</p> <p>また、下水道管理設後の仮舗装が沈下等により悪い場合があります。埋戻部分が十分に下がるまでは長い期間が必要なこと、また工事完了後に公共ますの設置希望があれば再度埋設工事を行うこともあります。（特にガタガタがひどい場合は仮舗装を再度する場合があります。）</p> <p>可能な限り、早期に仮舗装を剥ぎ取り、本舗装できれいにしていきたいと考えております。</p>

意見②	回答②
<p>P2、P5 に出てくる図について</p> <p>国土交通省や環境省のホームページ出典元とありますが、同じ図が見つかりません。それらのホームページの図を参考に一部修正を加えたなら、そのように表記すべきと考えます。「〇〇ホームページを参考に町作成」など。</p>	<p>出典元の標記を削除します。</p>
意見③	回答③
<p>P3 表 4-1 中 東和片添処理区について（確認依頼）</p> <p>平成 28 年 3 月作成の構想には、整備状況は「整備済み」で整備人口は「733」とあります。今回の案では、整備状況は「整備中」で整備人口は「634」とあります。この処理区は元あった区域に、三ヶ浦地区を追加することで整備中に変更となったのはわかりますが、元の区域と追加する区域の整備人口を合わせても、「634」となるのですか？令和 2 年度末の時点で、元の区域の整備人口と、三ヶ浦地区の整備人口をそれぞれ教えてください。</p>	<p>整備人口は供用開始したエリア内での整備人口です。</p> <p>P4 表 4-1 については次のとおりです。</p> <p>平成 28 年 3 月作成の周防大島町污水处理施設整備構想(以下「平成 28 年構想」という。)は平成 26 年度末時点。</p> <p>令和 4 年 2 月の周防大島町污水处理施設整備構想(案)(以下、「令和 4 年構想」という。)は令和 2 年度末時点。</p> <p>平成 28 年構想と令和 4 年構想の相違点は、久賀・大島処理区が未供用か、一部供用開始後であるかの違いです。</p> <p>なお久賀・大島処理区は令和 3 年 3 月(令和 2 年度)に一部供用開始しており、東和片添処理区の三ヶ浦地区は、現在整備中で供用開始しておりません。</p> <p>なお、平成 28 年構想と比べ、令和 4 年構想では整備人口が減少していますが、これは人口減によるものです。</p>
意見④	回答④
<p>P3 表 4-1</p> <p>構想中のどこにも、現在の普及率 64.8%が出てきません。表 4-1 の、整備済みの項目(特定環境保全公共下水道～合併処理浄化槽まで)の下に小計の欄を加え、「普及率 64.8%」がわかるようにしてはどうですか？</p>	<p>表 4-1 は污水处理施設整備状況(令和 2 年度末)の各処理施設の種類(特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併浄化槽)及び単独浄化槽・汲み取りの整備状況、整備人口、割合を示した表であり、普及率の考え方とは違うため、現在の表のまま使用します。</p>

意見⑤	回答⑤
<p>P4 基本方針について 目標年度があるのに、目標自体の記載が見当たりません。短期目標の令和8年度に何を指し、長期目標の令和27年度に何を指すのか、明記する必要があると考えます。(普及率の上昇が目標になるのではないですか?)。</p>	<p>目標年度の設定理由を追記します。</p>
意見⑥	回答⑥
<p>汚水処理構想の見直しの基本方針(P4) 短期目標、長期目標ともその対象を記述しないと意味不明です。</p>	<p>回答⑤に同じ</p>
意見⑦	回答⑦
<p>P6 見直し結果について 見直しされた部分は、戸田処理区(津海木地区を含む)が沖浦西処理区に統合されるという部分だけなので、例えば本文を「今回の見直しにより、農業集落排水のうち(津海木地区を含む)を沖浦西処理区に統合することとしました。汚水処理施設整備構想についてまとめると、表6-1の通りです。」とし、※2を削除した方が、見直しによって何がどう変更となったのか、読むだけでわかるのではないのでしょうか。 汚水処理構想の見直しの基本方針(P4) 短期目標、長期目標ともその対象を記述しないと意味不明です。</p>	<p>見直し結果がわかりやすいように修正します。</p>
意見⑧	回答⑧
<p>見直し結果 (P6) 前回構想に対して何を見直したのかが即座にわかるようにしたほうがいいと思います。 表6-1の下に※2で記述した内容を、冒頭(表の上)に記述してはいかがでしょうか?</p>	<p>回答⑦に同じ</p>